

七戸町観光交流センター テナント募集要項

令和8年1月

七戸町 商工観光課

1. 趣旨

七戸町観光交流センターは圏域を訪れる来訪者への観光案内や圏域市町村の観光情報の提供、圏域特産物の紹介を行う「総合案内所」機能を持った施設となっており、また七戸町の魅力をアップし、地元食材や地域特産品の販売等の地域産業振興に資するため、下記喫茶コーナーの営業者を募集するものです。

2. 対象場所

施設名	七戸町観光交流センター
所在地	七戸町字荒熊内 207
建築年	平成 22 年
施設概要・機能	<ul style="list-style-type: none">・ 地域情報コーナー・ 地域交流ホール・ 待合室・ 多目的室・ 喫茶コーナー・ 事務室・ インフォメーション・ トイレ（男、女、多目的）・ 駐車場（南口、北口第 1、北口第 2）
開館時間	午前 6 時 30 分～午後 8 時
運営形態	町直営

【募集対象の喫茶コーナーの概要】

名称	喫茶コーナー
面積	95.48 m ²
営業時間	午前 8 時～午後 6 時 ※営業時間については要相談
設備	<ul style="list-style-type: none">・ 照明設備・ エアコン・ 商品ラック・ 厨房設備（備え付けのみ）
賃貸料（年額）	前年度売上純利益の 5%～10% ※初回契約時は無償とする。 なお、賃貸料には水道光熱費を含むものとする。
運営開始	令和 8 年 4 月 1 日（予定）
使用許可期間	契約日から令和 10 年 3 月 31 日まで（2 年間） ※ 2 年ずつ更新可能

3. 募集業種

物販系、飲食系、サービス系とします。

風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律第2条に規定される「風俗営業」業種は、出店できません。

4. 応募者の参加資格

応募者は、以下の要件を全て満たす法人又は個人とし、町内町外を問わないこととする。

- (1) 公租公課を完納していること。
- (2) その製造や販売に必要な、食品衛生法等の各機関諸法令に基づく全ての許可及び免許を有すること。
- (3) 過去の営業において法令に違反し、罰則等を受けたことがない者であること。
- (4) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく再生手続き開始の申し立てをしていない者または申し立てをされていないものであること。
- (5) 七戸町暴力団排除条例（平成23年条例台10号）及び排除措置要綱（平成24年告示第4号）に規定する措置の対象に該当していないこと。

5. 公募等のスケジュール

公募及び事務手続きに関する主なスケジュールは、概ね以下のとおり。

令和8年1月19日（月）	公募開始
令和8年1月23日（金）	質問書受付締切
令和8年2月6日（金）	応募書類の提出期限
令和8年2月中旬	選考委員会
令和8年2月下旬	選考結果通知
令和8年2月下旬	事業者の決定
令和8年4月	営業開始（予定）

6. 質問の受付及び回答

応募書類の提出等に関して質問がある場合には、質問書（様式1）を作成し、次のとおり提出すること。

- ①受付期間 令和8年1月23日（金） 午後5時必着
- ②提出方法 担当部署へメールにより提出すること。送信の際は、電子メール及び添付ファイルの件名は「質問書（申込者名）」とすること。なお、電話や来訪による質問は受け付けない。
- ③回答方法 令和8年1月28日（水）午後5時までに、受け付けた質問及びその内容をメールにて返送いたします。

7. 応募方法

(1) 応募書類（各6部）

応募者は、下記に定める応募書類を持参又は郵送により期間内に提出してください。

- ①申込書（様式2）
- ②事業計画書（様式3）
- ③収支計画書（様式4）
- ④誓約書（様式5）
- ⑤会社（店）概要書
- ⑥所得税または法人税（法人の場合）及び市区町村民税の納税証明書の写し
- ⑦法人登記事項証明書の写し（法人の場合）
- ⑧直近3年間の決算書の写し（法人の場合）

(2) 応募期間

令和8年1月19日（月）～令和8年2月6日（金）

土日祝日を除く午前9時～午後5時まで（郵送の場合は必着）

(3) 提出先及び問い合わせ先

〒039-2501 七戸町字荒熊内 67-997

道の駅しちのへ道路・観光情報館内 七戸町商工観光課

TEL : 0176-62-2137 FAX : 0176-51-5377

メール : kankou01@town.shichinohe.lg.jp

(4) その他応募に関する留意事項

- ①応募書類は、応募者1者につき1応募のみとする。
- ②提出期限後の応募申込書等の書類の変更は、原則認めない。
- ③提出書類は返却しない。
- ④提出書類は、その全部又は一部を公表する場合があること。
この場合、応募者の利益を害する恐れがあると認められる情報は公表しないものとする。
- ⑤事業者として決定を受けた応募者は、提案した内容を履行する義務を負うこと。
- ⑥応募に係る費用は、すべて応募者の負担とすること。
- ⑦提出書類の内容について、必要に応じて個別ヒアリング等を行う場合があります。

(5) 応募の辞退

参加申込書提出以降、辞退をしようとする場合は、辞退届（様式6）に必要事項を記載のうえ、令和8年2月6日（金）午後5時までにメールにより提出すること。

(6) 現地確認

現地確認を行う場合は、事前に商工観光課（0176-62-2137 平日）へ連絡し、日程を調整したうえで実施すること。なお、現地確認等に起因するトラブルが発生した場合は、その内容により失格とすることがある。

8. 選定方法

公募書類の審査は、七戸町観光交流センターテナント選定委員会（以下「選定委員会」という。）において行う。

（1）選定委員会による審査

選定委員会においては、8.（2）審査項目及び審査基準により審査を行う。なお、選定委員会の委員及び審査の内容は、公平・公正な審査を期すため、原則、非開示・非公開とする。また、応募者が1者のみの場合でも審査を行い、運営事業者としての適否を判断することとする。

（2）審査項目及び審査基準

審査項目	審査の着眼点	審査内容	配点
事業内容	提案の基本コンセプト・メニュー等	・施設の目的に合っているか。 ・実現可能な内容であるか。 ・明確な共感ができる内容であるか。	20
		・客層を把握したメニュー構成であるか。	10
管理体制	安全管理・配置人員	・管理、バックアップ体制は整っているか。 ・本件運営組織と責任者が明確にされているか。	10
継続性	収支計画・仕入先の確保	・無理のない収支計画であるか。 ・コスト管理がなされているか。	20
		・七戸産の利用割合や地元事業者からの仕入れや協力が得られているか。	10
地域貢献等	地域経済や観光振興への波及効果・将来性	・地域への波及効果や貢献度が期待できるか。	10
		・将来の成長が見込めるか。	20

（3）選定結果通知

選定結果は、速やかにウェブサイト公表するとともに、すべての応募者に文書により通知する。なお、選定理由等についての問い合わせについては応じない。

9. その他

（1）応募書類の作成に用いる言語は日本語、通貨及び単位は、日本国通貨並びに日本国の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。

- (2) 応募書類の著作権は応募者に帰属するが、審査に必要な範囲において無償で複製することができるものとする。
- (3) 事業者が第三者に及ぼした損害については、事業者の負担により賠償するものとする。
- (4) 諸条件等に定めがない事項又は内容に疑義が生じた事項がある場合は、協議を行い、その取扱いを定めるものとする。

○問い合わせ先等

住 所：〒039-2501 七戸町字荒熊内 67-997 道の駅しちのへ道路・観光情報館内

部署等：七戸町商工観光課

E-mail：kankou01@town.shichinohe.lg.jp

電 話：0176-62-2137

受 付：平日 午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

H P：https://www.town.shichinohe.lg.jp（トップページ）

各種様式：町ウェブサイト『七戸町観光交流センターテナント募集について』を参照してください。